

令和3年度中小企業デジタル化・業態転換等促進事業費補助金との主な相違点

区分		内容
対象者	売上減少要件	令和3年10月から令和4年3月のうち任意に選択した3か月の合計売上高が、平成31年2月から令和2年1月の間の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること
	その他	令和2年2月以後に開業、設立した事業者など、コロナ以前の売上が存在しない者は対象外とすることを明示
事業要件		<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の活用を必須とする ・業態転換や新サービス展開への取組は新規性の基準を満たすこと ・新たに取り組む事業が1次産業である事業は対象外とする
経費	汎用品購入の厳格化	PC・タブレット類及びその付属備品、文書作成ソフト、家具等の什器備品の購入は対象外とする
	ECサイトやHP等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業期間内に稼働していることを条件とする。実績報告時にURLを提出し、公開が確認できないものは補助対象外とする。 ・100万円以上（税抜）のECサイト、HP等の作成にあたっては、見積書及び仕様や設計が詳細に定められた書類を交付申請時に提出すること
	チラシや販促品	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等は、作成費のみを対象とし、印刷経費等は補助対象外とする ・販促品やノベルティグッズに要する経費は補助対象としないこと
	旅費 専門家旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費の計上は、「D 展示会等出展費」に費用が計上されている場合に限り、交通費のみに限定する（宿泊費用は対象外）
	契約方法	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者自身及び同一性が疑われる者（契約先の代表者と補助事業者が同一等）への発注は不可とすることを明示 ・50万円以下の市販品の店頭購入の場合、見積書及び発注書の徴収を不要とする
	支払	税込10万円以上の支払は、振込及び口座振替とする。ただし、税込50万円以下の契約であってレシート等、支払が完了していることを客観的に証明する書類がある場合は、現金支払を認める。（手書きの書類は不可）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・採択後に、見積書・仕様書・カタログ・図面等、経費の根拠資料の提出をすることを、補助金交付決定の条件とする
応募書類		<ul style="list-style-type: none"> ・応募申込書県事業計画書（様式1）の売上減少率について、計算シート（別添様式A）の提出を義務づけ ・収支予算書（様式2）内の経費について、必要性や数量の妥当性等を明確にするため、経費内訳表（別添様式B）の提出を義務付け ・売上減少を証明する書類及び事業実態を証明する書類として、確定申告書類の提出を義務づけ（売上比較月が確認できる年分及び令和3年分） ・すべての応募者に対して、静岡県税の納税証明書の提出を義務づけ